



本資料は、スペクトラム・アセット・マネジメント(以下、「スペクトラム社」といいます。)が発表したレポート「BNP and Sudan-Related Litigation Risks」(2025 年 10 月 28 日発表)を基に、プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社が翻訳したものです。

# BNPとスーダン関連の訴訟リスク

2025年10月28日

パリに本拠を置く大手銀行 BNP パリバは、スーダンのオマル・アル=バシール政権時代に、1990 年代後半から 2000 年代にかけ銀行業務を継続し、同政権の存続に関与したとして、当時スーダンに暮らし損害を被ったとする民事訴訟を提起したスーダン人原告 3 名に敗訴し、ニューヨーク市の州連邦地方裁判所から 2,100 万ドルの損害賠償を命じられました。当該期間中、スーダンでは激しい内戦が発生しており、国際刑事裁判所は 2009 年にバシール氏に対して人道に対する犯罪などの容疑で逮捕状を発行しています。

今回の民事判決は金額的には比較的小規模ですが、今後同様の主張を持つ原告が損害賠償を求める可能性 や、集団訴訟につながるリスクが懸念されています。

「国際緊急経済権限法(IEEPA)および敵国通商法(TWEA)に違反する共謀行為を行い、米国の金融システムを通じてスーダン、イラン、キューバの制裁対象団体に対して数十億ドル規模の取引を処理した」とした米国司法省に対し、BNP は 2014 年に有罪を認めました。当時のエリック・ホルダー司法長官は「BNP パリバは、禁止された取引を隠蔽し、米国当局を欺くために手の込んだ操作を講じた。これらの行為は米国法に対する重大な違反である」と述べています。さらに、BNP は「自社の法務部門から違法性を指摘された後も、違法行為を継続していた」とされ、最終的に約90億ドルの罰金を支払いました。

このような過去の有罪判決と今回の民事訴訟の敗訴を踏まえ、スペクトラムでは、BNP が今後さらなる訴訟により大きな財務的負担を被る可能性があると懸念しています。BNP は今回の判決に対して控訴する見込みであり、判決は 2026 年半ばまでに下される見込みです。控訴が認められれば、追加の訴訟リスクは軽減される可能性がありますが、上記 3 名の原告側が再控訴する可能性は残ります。控訴が棄却された場合、さらなる訴訟および数十億ドル規模の損害賠償判決が下される可能性が高まります。BNP が控訴を決めていない現段階では、集団訴訟が提起されるか否か、または控訴前に和解が成立する場合の損害賠償額については不透明です。

## 2025 年第 3 四半期業績

BNP の 2025 年第 3 四半期の業績は概ね良好であり、有形自己資本利益率(ROTE)は 11.4%でした。企業向け融資に対する多額の貸倒引当金が計上されたものの、全体的な融資の質は健全です。普通株式等 Tier 1 資本比率は 12.5%で、最大分配可能額の最低基準を約 200bp 上回っています。レバレッジ比率は 4.3%で、規制要件の 3.85%を上回っています。



John Kriz、リサーチ部門副ヘッド Joe Urciuoli、リサーチ部門ヘッド スペクトラム・アセット・マネジメント

以上

当資料中の意見、予測および運用方針は作成時における判断であり、将来の市場環境の変動等により変更されることがあります。また将来起こりうる事実や見通しを保証するものではなく、実際の実績等はここに記述されるものと大きく異なる場合があります。



#### ■ リスクおよび費用について

#### 【リスク】

下記は投資一任契約に基づく外国債券運用に伴う一般的なリスクを記載したものであり、すべてのリスクを網羅するものではありません。また、これらリスクにより元本に欠損が生じる恐れがあります。

- <u>金利リスク</u>: 一般的に金利が上昇すれば値下がりし、金利が低下すれば値上がりするというように、金利変動の影響を受け価格が下落する可能性があります。
- <u>信用リスク</u>:発行体の業績等の影響により、デフォルトもしくは利払いや償還金の支払が遅延し、これに伴い価格が下落する可能性があります。
- <u>流動性リスク:</u>市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売買する際にファンダメンタルズから期待される価格で売買できない可能性があります。
- <u>繰上償還リスク</u>:優先証券には繰上償還条項が設定されているものがあります。当初の繰上償還禁止期間を経過すると、金利情勢や発行体の財務状況等により、償還される可能性があります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が繰上償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市場動向によっては再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなることがあります。
- <u>為替変動リスク</u>: 外貨建資産については、外国為替相場が変動することにより損失が発生し、投資資産が下落することがあります。
- <u>デリバティブリスク</u>: 金融商品取引契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産 価値や指標などに依存して変動し、デリバティブの種類によっては、基礎となる原資産や指標の価値以上に変動する可能性があります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性、取引を決済する場合に反対売買が出来なくなる可能性、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性などがあります。
- <u>カントリーリスク</u>: 組入資産の価格は、発行または取引する国の政策、税制、法制、事業規制、投資規制などの影響を受けて変動し、価格が低下する可能性があります。

# 優先証券固有の投資リスク

- ▶ 法律制度上のリスク:優先証券に関する法律及び税制、その他制度上の変更等により、優先証券市場や運用方針に 影響を及ぼす可能性があります。
- 利息/配当支払遅延(停止)リスク:優先証券には利息/配当の支払繰延(停止)条項がついている場合があります。 但し、実際に繰延べ(停止)されても発行体の倒産に直結するものではありません。
- > <u>弁済順位リスク</u>:優先証券の弁済順位は、一般的に発行体の株式に優先し、普通社債には劣後します。また、優先証券の中には、一定の条件を下回った場合に元本の一部または全部が償還されないまたは株式に転換されるリスクを持つものがあります。
- ➤ <u>偶発転換社債(CoCo 債)等に関わるリスク:</u>偶発転換社債(CoCo 債)等には、監督当局が発行体を実質破た ん状態にあると判断した場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合等に一定の条件を満たした場合、 CoCo 債の元本の一部またはすべてが削減される、または発行体の株式に転換されるリスク等があります。この場合、 CoCo 債等の価格が大きく下落する場合があります。株式への転換条項が付された CoCo 債が一定の条件を満たし、 株式への転換が行われることになった場合、CoCo 債の価格が大き〈値下がりしたうえで、株価変動リスクを負うことになります。

本資料に記載の主なリスクは一般的な説明です。各投資対象や手法によっては固有のリスクがあり、元本に欠損が生じるおそれがありますので、特定投資家以外の投資家のお客様は契約締結前書面等の内容を必ずご覧下さい。



## 【費用について】

#### 直投スキームを採用する場合

当戦略の投資一任契約における運用報酬については、弊社が定める標準報酬を基準に、契約資産残高、投資対象、運用制限、ご提供するサービス内容等についてお客様と協議の上で個別に決定しますため、現時点では料率や上限について記載することができません。運用報酬のほか、その他の費用(売買手数料、証券保管費用等)が発生しますが、運用対象、運用状況等によって変動するため、料率や上限等を事前に表示できません。また、同様にそれらを含む手数料の合計額、または上限額についても、事前に表示することができません。

なお、標準報酬については、ご要望に応じてご提供いたします。

## ファンド組入れスキームを採用する場合

当戦略は、投資一任契約資産からスペクトラム社が運用する外国籍ファンド(アイルランド籍)もしくは当社が設定しスペクトラム社に運用を委託する国内籍ファンドに投資する方法でもご提供可能です。この場合の諸費用は以下のとおりとなります。

#### 外国籍ファンド(アイルランド籍)

諸費用	標準料率
投資一任契約に係る運用報酬(消費税10%を含む)	年率最大0.11%または年間110万円のいずれか大きいほう
ファンド管理報酬	ファンド全体の純資産総額の年率0.40%
ファンド受託報酬	ファンド全体の純資産総額の年率最大0.012%
	ただし、年間最低受託報酬額は1万5千米ドルとします。

上記のほか、その他の費用(売買手数料、証券保管費用等)が発生しますが、運用対象、運用状況等によって変動するため、 料率や上限等を事前に表示できません。また、その他の費用同様、それらを含む手数料の合計額、または上限額についても、事前に表示することができません。

また、買付あるいは解約申込時に、希薄化防止賦課金が適用される場合があります。本賦課金の額は市場環境等を考慮し計算され、有価証券の売買に伴う費用等に充当されます。

#### 国内籍ファンド

諸費用	標準料率
投資一任契約に係る運用報酬(消費税10%を含む)	年率最大0.11%または年間110万円のいずれか大きいほう
信託報酬(消費税10%を含む)	年率0.4620%

上記の信託報酬以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等の費用がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前にその料率や金額等を表示することができません。また、その他の費用・手数料同様、それらを含む費用・手数料の合計額、上限額についても、事前に表示することができません。

本資料に記載の運用報酬等の費用は一般的な説明です。弊社との投資一任契約の締結をご検討頂く際に、特定投資家以外の投資家のお客様は契約締結前書面等の内容を必ずご覧下さい。



#### 【インデックスについて】

ICE BofAはICE BofA指数を現状有姿の状態でライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。また ICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、弊社商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

# ■重要な情報

当資料は、投資一任契約に基づく当社の戦略の情報提供を目的としたものであり、個別商品の勧誘を目的とするものではありません。

当資料に掲載の情報は、弊社及びプリンシパル・ファイナンシャル・グループの関連会社において信頼できると考える情報源に基づいて作成された英文の訳文です。本資料と原文の内容に齟齬がある場合には、英語の原文が優先されます。適用法令にて規定されるものを除き、情報・意見等の公正性、正確性、妥当性、完全性等を保証するものではありません。当資料中の分析、意見および予測等は作成時における判断であり、予告なく変更されることがあります。

当資料中の情報は、弊社の文書による事前の同意が無い限り、その全部又は一部をコピーすることや配布することは出来ません。

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第462号

加入協会:一般社団法人 日本投資顧問業協会

一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

広告資料: 4969228 (EXP:2025/12/31)